

伊勢原市指定管理者電気・上水道料金 高騰対策緊急支援金の御案内

※支援金の交付を受けるには申請が必要です

1 趣旨・目的

公の施設の管理に当たり、エネルギー等の物価高騰の影響を受けた指定管理者を支援するため、電気料金及び上水道料金高騰分を基準に支援金を交付します。

2 交付対象者

指定管理者

※ 令和7年3月31日時点において、本市の公の施設の指定管理者として指定を受けている者

※ 障がい者施設物価高騰支援給付金の給付を受けている指定管理者は対象外

3 申請期間

令和7年4月1日（火）～令和7年5月30日（金）【当日消印有効】

4 支援金額

指定管理施設において、次の①、②について以下の計算式で計算した額（①及び②の額がマイナスとなる場合は0とする）の合計額

①（令和6年度の電気料金実績の合計額（税込）－令和3年度の電気料金実績の合計額（税込））× 1/2

②（令和6年度の上水道料金（10月～3月）実績の合計額（税込）－令和5年度の上水道料金（10月～3月）実績の合計額（税込））× 1/2

※ 支援金額に千円未満の端数がある場合は切り捨てた額とします。

※ 支援金額がマイナスとなる場合や指定管理施設において電気料金及び上水道料金の負担が無い指定管理者は、支援金の交付対象外です。

※ 支援金の交付を決定した額（以下、支援額という）の合計が予算額を上回った場合、100万円を超える申請者の支援額で調整します。

5 必要書類

様式は、伊勢原市ホームページから取得してください。

（リンク先 <https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2025031900042/>）



[申請時に必要な書類]

- (1) 伊勢原市指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金交付申請書(第1号様式)
- (2) 伊勢原市指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金計算書(第2号様式)
- (3) (2)の計算書の根拠となる電気料金及び上水道料金の支払い実績が確認できる書類(請求書及び領収書、通帳の写し等)

※ 昨年度実施した伊勢原市指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金の申請をした者は、令和3年度分電気料金の支払いを証する(3)の書類は省略することができます。

[請求時に必要な書類]

市から交付決定通知書を受領した後に提出してください。

- (1) 伊勢原市指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金交付決定通知書の写し
- (2) 伊勢原市指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金交付請求書(第5号様式)
- (3) 振込先の口座がわかる書類(通帳の写し、キャッシュカードの写し等)

※ 申請者と振込先名義が異なる場合、振込できませんので御注意ください。

その他必要な書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

6 提出先

施設所管課まで郵送もしくは直接お持ちください。

※ 書類に不足や不備がある場合は、申請を受け付けることができませんので、内容に不備等が無いことを十分確認の上、申請してください。

(宛先) 〒259-1188

伊勢原市田中 348 番地 伊勢原市(施設所管課名を御記載ください) 宛

7 手続きの流れ

必要書類の提出を受けた後、市で申請内容を審査し、問題がなければ、支援金の振り込みを行います。振り込み時期は、令和7年6月を予定しています。

8 注意事項

- (1) 本事業は、伊勢原市指定管理者電気・上水道料金高騰対策緊急支援金交付要綱の定めるところに従って実施されます。
- (2) 申請内容に不正が認められる場合は、支援金の返還のほか、必要な措置を講じます。

9 問い合わせ先

伊勢原市デジタル・行政経営課 行政経営係

電 話：0463-94-4846(直通) ※平日午前8時30分から午後5時まで

メール：jyouhou-system@isehara-city.jp

※ 必要書類の提出は、項番6の提出先によりしくお願いします。